

## 那須烏山市住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金交付規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、脱炭素社会の実現や災害に強いまちづくりを推進するため、住宅用の再生可能エネルギー設備及び自立分散型エネルギー設備を導入する者に対して費用の一部を補助する那須烏山市住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金等交付規則との関係)

**第2条** 補助金は、この規程の定めるところにより交付するものとし、この規程に定めのない手続その他の取扱いについては、那須烏山市補助金等交付規則（平成17年10月那須烏山市規則第46号）の定める手続その他の取扱いを適用することができる。

(定義)

**第3条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する居室、専用の台所、浴室、便所及び玄関を有するものであって、次に掲げるものをいう。
  - ア 専用住宅（専ら人の居住の用に供する建物をいう。）
  - イ 併用住宅（人の居住の用に供する部分及び営業等の用に供する部分が結合している建物をいう。）
- (2) 太陽光発電設備 住宅の屋根等に設置した太陽光モジュールを利用することにより太陽光を受けて電気を発電する設備をいう。
- (3) 定置型蓄電池 リチウムイオン蓄電池部（リチウムの酸化及び還元で電力を供給する蓄電池をいう。）に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えた設備として一体的に構成されているものをいう。
- (4) 電気自動車 搭載された電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定により自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいい、四輪のものに限る。以下同じ。）をいう
- (5) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池に駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な四輪以上の検査済自動車をいう。
- (6) クリーンエネルギー自動車 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (7) V2H充放電設備 クリーンエネルギー自動車と住宅との間で相互に電力を供給することができる設備をいう。

(補助対象設備等)

**第4条** 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）、その要件及び補助金の額は別表に定めるとおりとする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助対象者)

**第5条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次条に規定する補助対象事業を実施する者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及びその世帯に属する者に市税及び使用料その他の市の税外収入金のうち市長が別に定めるものの滞納がない者
- (3) 那須烏山市暴力団排除条例（平成23年3月那須烏山市条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例第6条に規定する密接関係者に該当しない者
- (4) 過去に申請者又は同一世帯の者が、この規定による補助金の交付を同一の補助対象設備に対して受けていない者

(補助対象事業)

**第6条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 自ら居住する目的で、補助対象設備（クリーンエネルギー自動車を除く。次号において同じ。）が付属した市内の住宅を新築又は購入する事業
- (2) 自ら居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する事業
- (3) 自ら使用する目的で、クリーンエネルギー自動車を購入する事業

(補助金の交付申請兼請求)

**第7条** 申請者は、住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請兼請求しなければならない。

2 前項の規定による申請兼請求は、補助対象事業が完了した日から起算して6箇月以内に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

**第8条** 市長は、前条の規定による申請兼請求があったときは、補助金の交付の可否を審査し、補助金を交付することに決定したときは住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助金を交付しないと決定したときは住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、当該補助金を速やかに交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

**第9条** 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、その者に係る交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他補助金の交付を取り消すべき事由があると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の取消しをしたときは、住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金交付決定取消通知書（別記様式第4号）により当該取消しをした者に通知するものとする。

（補助金の返還）

**第10条** 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金返還命令書（別記様式第5号）により交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（市への協力）

**第11条** 補助金の交付を受けた者は、市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する取組等について可能な限り協力するものとする。

（その他）

**第12条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に完了した補助対象事業について適用する。

（この規程の失効）

2 この規程は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

3 この規程の失効の日までに補助金の交付を受けた者に対する第9条及び第10条の規定並びに同日までに第7条の規定による補助金の交付の申請兼請求をした者のうち第8条の規定による交付の決定をしていない者に対する同条から第11条までの規定については、前項の規定にかかわらず、同日以後もなおその効力を有する。

別表（第4条・第7条関係）

補助対象設備	補助対象設備の要件	補助金の額
太陽光発電設備	(1) 発電した電力が、当該太陽光設備が設置されている住宅において消費できるようになっていること。 (2) 太陽光モジュールの増設、改修、付替等でないこと。 (3) 未使用の設備であること。 (4) リース設備でないこと。	太陽光発電設備を構成する太陽光モジュールの公称最大出力値（単位はキロワットとし、1キロワット未満の端数があるときは小数点第2位以下を切り捨てた数）に1キロワット当たり1万円を乗じて得た額（4万円を上限とする。）
定置型蓄電池	(1) 太陽光発電設備で発電した電力を充電でき、分電盤を介して当該定置型蓄電池が設置されている住宅に電気を供給できるものであること。 (2) 太陽光発電設備が設置されている住宅に設置されるもの又は太陽光発電設備とともに設置されるものであること。 (3) 蓄電池ユニットの増設、改修、付替等でないこと。 (4) 未使用の設備であること。 (5) リース設備でないこと。	蓄電池の定格容量（単位はキロワットアワーとし、1キロワットアワー未満の端数があるときは、少数点第2位以下を切り捨てた数）に1キロワットアワー当たり2万円を乗じて得た額（10万円を上限とする。）
クリーンエネルギー自動車	(1) 国が行う補助金交付事業の補助対象車種であり、外部給電が可能な車両であること。 (2) 当該自動車に対し発行されている自動車検査証の「燃料の種類」が電気と記載されているものであること。 (3) 当該自動車に対し発行されている自動車検査証の「車両の所有者」が申請者であること。ただし、割賦により購入し、車両の所有者が異なる場合は、割賦払い終了後に申請者へ所有権が移行されることが確認できる場合は対象とす	10万円

	<p>る。</p> <p>(4) 当該自動車に対し発行されている自動車検査証の「車両の所有者の住所」が住民票に記載された住所と一致していること。ただし、割賦により購入する場合には、本文中「車両の所有者の住所」とあるのは、「車両の使用者の住所」と読み替えるものとする。</p>	
V 2 H 充放電設備	<p>(1) 太陽光発電設備と接続し、クリーンエネルギー自動車と住宅との間で相互に電力を供給することができる設備であること。</p> <p>(2) 太陽光発電設備が設置されている住宅に設置されるもの又は太陽光発電設備とともに設置されるものであること。</p> <p>(3) 申請者又はその世帯に属する者が、V 2 H 対応のクリーンエネルギー自動車を所有していること。</p> <p>(4) 未使用の設備であること。</p> <p>(5) リース設備でないこと。</p>	10万円

備考

- 1 補助対象設備の要件は、補助対象設備の区分に応じ、全て満たすこと。
- 2 補助金の交付は、申請者及び同一世帯の者に対し、補助対象設備ごとに1回限りとする。
- 3 この表の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別記様式第1号（第7条関係）

（表）

住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

那須烏山市長 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先

㊞

住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金の交付を受けたいので、那須烏山市住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金交付規程第7条第1項の規定により、裏面に掲げる関係書類を添えて申請及び請求します。

なお、同規程第5条の各号のいずれにも該当することを申し立てるとともに、補助要件審査のため、私及び世帯員の市税及び使用料その他の税外収入金の納付状況について調査することに同意します。

設 置 住 所	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ <input type="checkbox"/> 上記住所と異なる（那須烏山市 ）		
建 築 区 分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存住宅		
住 宅 の 種 類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 住宅以外の用途 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
申請する補助 対象設備及び 交付申請額	補助対象設備	交付申請額	
	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備	①                      円	1万円/kw 上限4万円
	<input type="checkbox"/> 定置型蓄電池	②                      円	2万円/kwh 上限10万円
	<input type="checkbox"/> クリーンエネルギー自動車	③                      円	1件につき 10万円
	<input type="checkbox"/> V2H充放電設備	④                      円	1件につき 10万円
	合計金額（①+②+③+④）	⑤                      円	

補助金の振込先口座

金 融 機 関 名		支 店 等 名	
預 金 の 種 類	当 座・普 通	口 座 番 号	
フリガナ			
口座名義人			

(裏)

補助対象設備	添付する書類
太陽光発電設備	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 当該太陽光発電設備に係る国が発行する事業計画の認定通知の写し</li><li>(2) 当該太陽光発電設備の設置に係る工事請負契約書等の写し</li><li>(3) 当該太陽光発電設備の設置に係る領収書の写し</li><li>(4) 当該太陽光発電設備に対する国等の補助金交付決定通知書の写し（国等の補助金の交付を受けている場合のみ）</li><li>(5) 当該太陽光発電設備の設置が確認できるカラー写真</li><li>(6) 太陽光モジュールの枚数が確認できる配置図</li><li>(7) 当該太陽光発電設備の型式及び仕様が確認できる書類</li><li>(8) 電力会社が通知又は発行する買取期間起算日等が記載されている書類等の写し</li><li>(9) その他市長が必要と認める書類</li></ol>
定置型蓄電池	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 当該定置型蓄電池の設置に係る工事請負契約書等の写し</li><li>(2) 当該定置型蓄電池の設置に係る領収書の写し</li><li>(3) 当該定置型蓄電池の保証書の写し</li><li>(4) 当該定置型蓄電池に対する国等の補助金交付決定通知書の写し（国等の補助金の交付を受けている場合のみ）</li><li>(5) 当該定置型蓄電池の設置が確認できるカラー写真</li><li>(6) 電力会社の通知又は発行する買取期間起算日等が記載されている書類等の写し</li><li>(7) 太陽光発電設備と直接連携することが確認できる書類</li><li>(8) 当該定置型蓄電池の型式及び仕様が確認できる書類</li><li>(9) その他市長が必要と認める書類</li></ol>
クリーンエネルギー自動車	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 当該クリーンエネルギー自動車の注文書等の写し</li><li>(2) 当該クリーンエネルギー自動車の購入に係る領収書の写し</li><li>(3) 当該クリーンエネルギー自動車の自動車検査証の写し</li><li>(4) 当該クリーンエネルギー自動車に対する国等の補助金交付決定通知書の写し（国等の補助金の交付を受けている場合のみ）</li><li>(5) 当該クリーンエネルギー自動車のナンバープレートが確認できるカラー写真</li><li>(6) 当該クリーンエネルギー自動車の仕様が確認できる書類</li><li>(7) その他市長が必要と認める書類</li></ol>
V 2 H 充放電設備	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 当該V 2 H 充放電設備の設置に係る工事請負契約書等の写し</li><li>(2) 当該V 2 H 充放電設備の設置に係る領収書の写し</li><li>(3) 当該V 2 H 充放電設備の保証書の写し</li><li>(4) 当該V 2 H 充放電設備に対する国等の補助金交付決定通知書の写し（国等の補助金の交付を受けている場合のみ）</li><li>(5) 当該V 2 H 充放電設備の設置が確認できるカラー写真</li><li>(6) 電力会社が通知又は発行する買取期間起算日等が記載されている書類等の写し</li><li>(7) 当該V 2 H 充放電設備が太陽光発電設備と接続し、クリーンエネルギー自動車と住宅との間で相互に電力を供給できることが確認できる書類</li><li>(8) 申請者又はその世帯に属する者が所有するV 2 H 対応クリーンエネルギー自動車の自動車検査証の写し</li><li>(9) 当該V 2 H 充放電設備の型式及び仕様が確認できる書類</li><li>(10) その他市長が必要と認める書類</li></ol>

備考 複数の補助対象設備に係る申請であって、添付する書類が重複する場合は、1通のみ提出すること。

別記様式第2号（第8条関係）

住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金交付決定通知書

那烏指令 第 号  
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付けで交付申請のあった住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金については、次のとおり決定したので、那須烏山市住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金交付規程第8条第1項の規定により、次のとおり通知します。

補助金交付決定額	円
特 記 事 項	次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取消し、返還を命ずることがあります。 (1) 偽りその他不正な手段により補助金交付を受けたことが判明したとき。 (2) 補助金交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。 (3) その他補助金交付を取り消すべき事由があると市長が認めたとき。



別記様式第3号（第8条関係）

住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金不交付決定通知書

那烏指令 第 号  
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付けで交付申請のあった住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金については、次のとおり不交付に決定しましたので、那須烏山市住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金交付規程第8条第1項の規定により通知します。

不 交 付 の 理 由	
-------------	--

（教示）

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

別記様式第4号（第9条関係）

住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金交付決定取消通知書

那烏達 第 号  
年 月 日

様

那須烏山市長



年 月 日付那烏指令 第 号で交付決定した住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金についてその決定を取消したので、那須烏山市住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金交付規程第9条第2項の規定により通知します。

取 消 の 理 由	
-----------	--

（教示）

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

別記様式第5号（第10条関係）

住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金返還命令書

那 烏 達 第 号  
年 月 日

様

那須烏山市長



那須烏山市住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金交付規程第10条第1項の規定により、住宅用設備等脱炭素化促進事業費補助金の返還を命じます。

返還すべき補助金の額	円
返 還 期 限	
返 還 方 法	
返 還 の 理 由	

（教示）

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日（1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。